

提出書類チェックリスト【市内建設工事】

【商号又は名称】

【担当者名・連絡先電話番号】

- 1 申請者確認欄に書類を提出する場合は○を、該当がない場合は×を記入してください。
- 2 書類番号順に並べ、クリップ留めで提出してください。(ホッチキス留め不可。 ファイル不要。)
- 3 各証明書類の発行日は、申請書提出日から起算して3ヶ月以内のものに限ります。
- 4 押印は、印刷、カラーコピー等不可
- 5 「写し」については、複写機等により複写したもので、ほぼ原寸大の鮮明なものに限ります。

○(提出必要) △(該当する場合は必要)

書類番号	提出書類	法人	個人	申請者確認欄
1	提出書類チェックリスト【市内建設工事】	○	○	
2	令和3・4年度建設工事入札参加資格審査申請書(市内業者用) (指定様式:様式 市内建設工事1-1~3)	1-1 ○ 1-2 ○ 1-3 ○	1-1 ○ 1-2 ○ 1-3 ○	
3	印鑑証明書の写し	○	○	
4	履歴事項全部証明書(商業登記簿謄本)の写し(法人)	○		
5	代表者の身分証明書の写し(個人) ※本籍地の市町村役場で発行されたもの。免許証、保険証等不可		○	
6	委任状(原本)	△	△	
7	誓約書(指定様式)	○	○	
8	新居浜市税納税証明書の写し※領収証書等の写し不可 (法人)◆会社名義の納税証明書 ※新居浜市内に本・支店又は営業所を有する場合は提出必要 ◆代表者名義の納税証明書 ※代表者が新居浜市内に住所を有する場合は提出必要 (個人)◆代表者名義の納税証明書 ※代表者が新居浜市内に住所を有する場合は提出必要 ※非課税により納税義務が発生していない場合は、「現在滞納がない」ことを証明する納税証明書を提出すること。ただし、法人新設1年未満の事業者については、新居浜市(市民税課)の受付印が押印されている「法人設立(設置・変更・解散等)届」の写しを提出すること。 ※新型コロナウイルス感染症に伴う徴収猶予対象者も、上記に該当する納税証明書を提出すること。	会社名義 ○	代表者名義 △	代表者名義 ○
9	国税納税証明書の写し(未納がないことの証明) (法人) その3の3 (法人税・消費税及び地方消費税) (個人) その3の2 (申告所得税・消費税及び地方消費税) ※免税・新設事業者にかかわらず必ず提出すること。 ※新型コロナウイルス感染症に伴う徴収猶予対象者については、「納税の猶予許可通知書」の写し又は「納税証明書(その1)」の写しを提出すること。	○	○	
10	消費税及び地方消費税の課税又は免税事業者届出書(指定様式)	○	○	
11	建設業許可通知書の写し又は証明書の写し	○	○	
12	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し	○	○	
13	雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入に関する書類	△	△	
14	退職金共済制度加入証明書の写し	△	△	
15	災害時における地域貢献活動の実績調書(指定様式)	△	△	
16	建設業労働災害防止協会愛媛支部が発行する証明書の写し	△	△	
17	地域貢献活動の実績調書(指定様式)	△	△	
18	固定(減価償却)資産台帳の写し及び保有状況を証明する書類の写し	△	△	
19	専任技術者証明書(建設業許可申請書様式第八号)の写し等	○	○	
20	技術職員の資格者証の写し及び健康保険被保険者証の写し ※現場代理人配置予定者の健康保険被保険者証の写し、「配水管技能者登録証」、「水道配水用ポリエチレン配管施工講習受講証」の写し及び受講者の健康保険被保険者証の写しも添付 ○H31・32年度入札参加資格審査申請時に提出済で、内容等(有効期限含む)に変更がない者については提出不要(ただし、実務経験証明書は提出必要)	△	△	
21	全国土木施工管理技士会連合会が発行するCPDS学習履歴証明書の写し	△	△	
22	愛媛県建築士会が発行する建築士会継続能力開発(CPD)実績証明書の写し	△	△	
23	申請書受領確認用はがき(受領確認が必要な場合のみ) ※返送先等を必ず記入すること。(提出要領に記載している「受領票はがき見本」のとおり)	△	△	